

足立成和信用金庫

金融円滑化に対する取組み状況について

(平成25年3月末現在)

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「法」といいます。）」第7条第1項の規定に基づき、当金庫が、法第4条及び5条の規定に基づいて対応した措置の状況に関する事項、並びに法第6条の規定に基づき対応した措置に関する事項を、以下のとおり開示いたします。

金融円滑化法第6条に基づく措置の実施状況

I. 中小企業者および住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置の実施に関する方針の概要

当金庫が金融円滑化に対し取組む基本的な態勢を、「金融円滑化管理方針」として制定しております。

詳細につきましては、別添資料（金融円滑化管理方針）をご覧ください。

II. 中小企業者および住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置の状況を適切に把握するための体制の概要

1. 体制整備について

- (1) 当金庫は、融資部担当理事を金融円滑化管理責任者、融資部長を金融円滑化管理統括者、営業店の店長を金融円滑化責任者、営業店の融資担当役席を金融円滑化担当者に任命し、地域の中小企業者及び個人取引先からの融資に関する条件変更等のご要望や各種のご相談に対し、積極的に取組む体制としております。
- (2) 各営業店に、「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規定」「金融円滑化マニュアル」等を備え付け、当金庫の金融円滑化への取組み状況を開示する体制としております。なお、「地域金融円滑化に向けた態勢強化について（金融円滑化管理方針）」をホームページにおいて開示しております。
- (3) お客さまから債権の弁済にかかる負担の軽減などのご相談やお申込みがあった場合には、お客さまのご要望に対して迅速に対応できる体制としております。

2. 記録及び報告について

- (1) 営業店は、お客さまから債権の弁済にかかる負担の軽減などのご相談やお申込みがあった場合、全ての案件に対し「貸出条件の変更等管理シート」を作成するとともに、店長及び本部金融円滑化担当部署まで報告を行い、営業店と本部

が情報を共有する体制としております。

- (2) 金融円滑化の主管部署である融資部企業支援グループは、貸出条件の変更等管理シートを基に、条件変更などの実施状況を集計し、金融円滑化管理責任者に報告する体制としております。

金融円滑化管理責任者は、定期的にまたは必要に応じて随時、理事会、常勤役員会及び監事等に対して、金融円滑化関連情報及び金融円滑化管理の状況について報告を行う体制としております。

- (3) 金融円滑化管理責任者は、関係業務部門及び営業店などから報告を受けた情報や理事会、常勤役員会及び監事等に対して報告を行った情報のうち、適切な金融円滑化管理の実施にあたって必要と判断したものについては、関係業務部門及び営業店などに対して還元し、情報を共有する体制としております。

Ⅲ. 中小企業者および住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

1. 営業店における対応について

金融円滑化責任者及び金融円滑化担当者は、業況の変化や資金繰り、収入状況の変化など、お客さまが抱えている問題や課題を十分に把握した上で、経営再建計画の策定支援や経営指導に積極的に取り組む体制としております。

また、苦情に対しては「顧客経営支援・苦情サポート報告書」を作成するとともに本部関係部署へ報告し、営業店と本部が情報を共有する体制としております。

2. 本部における対応について

貸出条件の変更などにかかる苦情やお問い合わせの専用フリーダイヤルを設置し、お客さまからのご要望に対し、迅速に対応できる体制としております。

また、経営再建計画や経営指導のご要望に対しては、専門部署である企業支援グループが営業店とともに積極的に取り組む体制としております。

Ⅳ. 中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

貸付条件の変更のご相談やお申し込み時点において、お客さまから事業見通しなどをうかがい、経営改善が必要となるお客さまについては、経営改善計画書策定のための助言などを行っております。

また、必要に応じて、お客さまとともに経営改善計画書を策定していく体制としております。

**V. 中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置
の実施状況**

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

〔債務者が中小企業者である場合 金融円滑化法第4条〕

**VI. 住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応
措置の実施状況**

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

〔債務者が住宅資金借入者である場合 金融円滑化法第5条〕

以 上

金融円滑化管理方針

足立成和信用金庫

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくため、金融円滑化に係る基本方針を以下に定め、役職員に周知徹底するとともに金庫の体制整備を進め、これまで同様に地域金融の円滑化に真摯に取り組めます。

1. 金融円滑化に係る基本

- (1) 顧客の与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、貸付条件の変更等）の申込みに対しては、顧客の経営実態等を踏まえて、適切な審査を行います。
- (2) 顧客に対し、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関する適切な支援を行います。
- (3) 顧客の与信取引の相談・申込みに対し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行います。
- (4) 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、要望及び苦情相談に適切に対応します。
- (5) (1)～(4)の取組みを実効的に進めるため、顧客への与信取引に係る必要な役職員の目利き能力の向上に努めます。
- (6) その他与信取引に関して、地域金融の円滑化を推進するために必要な施策を適切に行います。

2. 金融円滑化を図るための体制

当金庫は、上記の基本方針に基づき金融円滑化管理に関する組織体制を整備し、金融円滑化への取組みの実効性を高めます。

- (1) 金融円滑化に係る本部担当部署を融資部とし、組織横断的に情報の共有化を図るとともに関連部署や営業店のモニタリングを行い、金融円滑化への取組みについて分析や検討を行います。
- (2) 金融円滑化管理責任者を融資部担当理事とし、金融円滑化管理統括者を融資部長とし適切な金融円滑化の取組みが行えるよう必要な体制を整備し、取組状況等の分析結果をもとに随時関連部署や営業店を指導します。また、金融円滑化への取組みにおいて顧客の利益が著しく阻害される事案については改善のための適切な対応を行います。

3. 金融円滑化に関するご相談窓口について

営業店は、金融円滑化責任者を支店長、金融円滑化担当者を融資担当役席として、顧客からの相談、要望及び苦情への対応を適切に実施します。また、本部の融資部・企業支援グループに専用窓口を設置して、顧客からの相談、要望及び苦情への対応を適切に実施します。

金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成24年 9月末		平成25年 3月末	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	5,469	61,576	6,410	72,208
うち、実行に係る貸付債権	5,035	57,373	5,875	65,923
うち、謝絶に係る貸付債権	214	2,318	243	3,040
うち、審査中の貸付債権	113	1,011	160	1,952
うち、取下げに係る貸付債権	107	872	132	1,290
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	3,884	29,379	4,509	34,327
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	172	1,646	189	1,750

金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	平成24年 9月末		平成25年 3月末	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	267	4,711	316	5,491
うち、実行に係る貸付債権	237	4,080	275	4,657
うち、謝絶に係る貸付債権	19	475	22	501
うち、審査中の貸付債権	5	70	12	243
うち、取下げに係る貸付債権	6	84	7	89